

マイナンバーカードの交付に関する誤りについて

民生部

6月22日に行われました予算決算委員会での市民環境課の審議において、全国で発生しているようなマイナンバーカード交付に係るトラブルは、飯山市においてはありませんと説明しましたが、ご本人が希望されない健康保険証の紐づけを誤って行ってしまった事務ミスが令和3年12月に1件ありましたので、訂正し報告させていただきます。

- 令和3年12月、庁舎外での出張申請でマイナンバーカードの申請を受け付け、国からカードが届きシステムで交付前設定をした際に、ご本人が希望しなかった健康保険証の紐づけを誤って行ってしまいました。
- ご本人にカードを交付する前に、誤って設定したことに気付き、設定を取り消そうとしたが、取り消せず国のマイナンバー総合案内に問い合わせしたところ、紐づけの取り消しはできないとの回答でした。
- ご本人には誤って設定してしまい、取り消しができない旨と謝罪を伝えて交付。その後来庁され、取り消しを強く望まれましたが、国のシステムで対応できないと説明し、謝罪と再発防止に努める旨を改めて伝えました。
- それから約1年半が経過し、先日ご本人から改めて保険証の紐づけを解除できないかとの問い合わせがあったため、国に照会したところ解除できるとの回答があり、現在解除のための書類上の手続きをしています。
- 国は、29項目の情報について、秋までに誤った紐づけがないか点検するとの報道があります。市としては、今後さらに再発防止を徹底してまいります。